宿泊約款

(適用範囲)

第 1 条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第 2 条 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

(1) 宿泊者名

(2) 宿泊日及び到着予定時刻

(3) 宿泊料金(原則として別表第 1 の基本宿泊料による。)

(4) その他当館が必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第 3 条 当ホテルが、インターネットサイト等に誤った宿泊料金を表示し、または電話で誤った宿泊料金をご案内し、当該宿泊料金に基づき、宿泊契約の予約の申込みをされ、当ホテルが承諾した場合で、当該料金が当ホテルの通常の宿泊料金に比べて著しく低廉な料金であるときは、当該料金及び宿泊契約の予約の申込みの承諾、それに基づく宿泊契約は民法第 95 条に定める「錯誤による法律行為」として取り消す旨を通知することがあります。この場合、宿泊契約の予約を申し込んだ方が当該通知を受け取ったときをもって当該宿泊契約及び宿泊契約の予約申込みは取り消されます。

(宿泊契約締結の拒否)

第 4 条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

(1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。

(2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。

(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

(4) 宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成 3 年法律第 77 号)による指定暴力団及び指定暴力団員等又はその関係者、その他反社会的勢力(以下「暴力団等」という。)
であるとき。

(5) 宿泊しようとする者が、暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員であるとき。

(6) 宿泊しようとする者が、暴力団等に該当する者が役員となっている法人又はその構成員であるとき。

(7) 宿泊しようとする者が他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(8) 宿泊しようとする者が施設若しくは施設職員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。

(9) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。

(10) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(11) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(12) 茨城県旅館業法施行条例第 8 条の規定する場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

第 5 条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 8 時(到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を

2 時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館の契約解除権)

第 6 条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。

(3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(5) 茨城県旅館業法施行条例第 8 条の規定する場合に該当するとき。

(6) 宿泊客が泥酔等により他のお客様に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。他のお客様に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。

(7) 宿泊客が、暴力団等であるとき。

(8) 宿泊客が、暴力団等で事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員であるとき。

(9) 宿泊客が、暴力団等に該当する者が役員となっている法人又はその構成員であるとき。

(10) 宿泊客が施設若しくは施設職員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様な行為を行ったと認められるとき。

(11) 客室での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

2 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第 7 条 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

(1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所

(2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日

(3) 出発日及び出発予定時刻

(4) その他当館が必要と認める事項

2 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第 8 条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、当ホテルが定めるチェックイン時刻からチェックアウト時刻までとします。ただし、連続して 宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

(利用規則の遵守)

第 9 条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した及びチェックイン時に配布される案内書の利用規則に従っていただきます。

2 当館は全館禁煙です。喫煙エリアを除く客室及び共用スペースでの喫煙は固く禁止します。

(営業時間)

第１０条 当ホテルの主な施設等の詳しい営業時間は案内書、各所の掲示等でご案内いたします。

2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第１１条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第１に掲げるところによります。
2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

（当館の責任）

第１２条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

第１３条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

（寄託物等の取扱い）

第１４条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は 15 万円を限度としてその損害を賠償します。
2 宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、15 万円を限度として当館はその損害を賠償します。

（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

第１５条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、貴金属類については 90 日間、その他は発見日を含めて 30 日間保管し、その後処分させていただきます。
（飲食物・雑誌・新聞に関しては即日処分とさせていただきます。）。
3 前２項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第１項の場合にあっては前条第１項の規定に、前項の場合にあっては同条第２項の規定に準じるものとします。

（駐車の責任）

第１６条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、 当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

（宿泊客の責任）

第１７条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

（宿泊客見舞金規程）

第１８条 当館は、当館の宿泊客が当館宿泊中に傷害以外の事由により死亡した場合には、別に定める宿泊客見舞金規程に記載の事項を実施いたします。

（免責事項）

第１９条 当館内からのパソコン、携帯電話等を利用したインターネット、メールなどの通信のご利用にあたりましては、お客様ご自身の責任において行うものといたします。当該通信のご利用中にシステム障害、電波障害、停電その他の理由により、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当館は一切の責任を負いません。また、当該通信のご利用に際して当館が不適切と事前または事後に判断した行為により、当館または第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

（言語）

第２０条 本約款は日本語を原文とし、外国語は訳文とします。外国語の訳文は日本語の原文の参考として作成されるものに過ぎず、すべて日本文によるものが優先することとします。

（裁判管轄および準拠法）

第２１条 本約款による宿泊契約等に関して生じる一切の紛争については、当館の所在地を管轄する裁判所のうち、訴額に応じて簡易裁判所または地方裁判所を第一審の排他的合意管轄裁判所とします。

2. 本約款は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されることとします。

別表第１　宿泊料金等の算定方法（第 2 条第 1 項、第 3 条第 2 項及び第 12 条第 1 項関係

	内訳	
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	基本宿泊料
	税　　金	消費税

備考１　基本宿泊料金はパンフレット等により告知された料金となります。

備考２　子供料金は小学生以下に適用し、大人料金の５０％をいただきます。
但し、企画商品により変更する場合があります。
寝具及び食事を提供しない幼児については、1 名 2,000 円（消費税別）をいただきます。

別表第２　違約金（第 5 条第 2 項関係）

契約解除の通知を受けた日	不泊	当日	前日	2日前	3日前	4日前	5日前	6日前	7日前
20 名まで	100%	100%	50%	50%	50%	30%	30%	30%	30%

（注）１、%は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

（注）２、企画商品により、違約金期間及び違約金の比率が変更になるものございますので、
各商品内容をご確認ください。